

障がい者活躍推進計画

令和4年8月

熊毛地区消防組合

熊毛地区消防組合における障がい者活躍推進計画

令和4年8月29日

熊毛地区消防組合消防長

熊毛地区消防組合における障がい者活躍推進計画（以下「本計画」という。）は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第7条の3第1項の規定に基づき、熊毛地区消防組合消防長が策定する。

1 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする。

2 熊毛地区消防組合における障がい者雇用に関する課題

熊毛地区消防組合は、西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町をもって組織する地方公共団体であり、消防事務を共同処理する一部事務組合である。

障害者雇用促進法において、消防吏員は法定雇用率の除外職員であることから、障がい者に限定した募集・採用は行っていないところであるが、在職中に疾病・事故等により障がい者となった者（以下「中途障がい者」という。）が発生し、災害現場での消防活動に従事することが困難となった場合に、中途障がい者の雇用を維持し、総合的かつ効果的に推進することが必要である。

3 目標

（1）採用に関する目標

法定雇用率の除外職員であるため、0人とする。

（2）定着に関する目標

中途障がい者の定年までの雇用（願いによる普通退職希望があった場合には、特段の配慮をもって、本人の意思を尊重することとする。）

4 取組内容

(1) 活躍を推進する体制整備

- ア 障がい者活躍推進者として総務課長を選任する。
- イ 中途障がい者である職員が在職することになった場合は、障がい者活躍推進者が、中途障がい者の相談に応じるための体制を整え、相談先を明確にする。

(2) 中途障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

中途障がい者から相談があった場合は、障がい者活躍推進者と課署所長と協議のうえ、中途障がい者が負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

(3) 中途障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ア 中途障がい者である職員が在職することになった場合は、相談窓口への相談のほか、毎年実施している人事評価記録書の自己申告の際、中途障がい者である職員に対しては、障がい者活躍推進者及び所属長は必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえ、中途障がい者が負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討し、継続的に必要な措置を講ずる。
- イ 中途障がい者について、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。